

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成22年1月14日(2010.1.14)

【公開番号】特開2008-125665(P2008-125665A)

【公開日】平成20年6月5日(2008.6.5)

【年通号数】公開・登録公報2008-022

【出願番号】特願2006-312141(P2006-312141)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 6 C

A 6 3 F 7/02 3 2 6 G

【手続補正書】

【提出日】平成21年11月17日(2009.11.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

島設備に設置される遊技機本体と、

遊技球が打ち込まれる遊技領域にて遊技球を流下させる弾球遊技において、所定の条件が満たされたか否かについての判断処理を行うとともに、前記所定の条件が満たされた旨判断したときは、遊技者に有利な特別遊技を行う制御装置と、を備え、

前記遊技機本体を、遊技者から注目され易い第1の領域と、遊技者から注目され難い第2の領域とに大きく上下に区分して見たとき、

前記遊技機本体の上側の領域として区分されることとなる前記第1の領域には、

前記弾球遊技の状況を所定の演出によって遊技者にアピールする演出装置のみが、その全域に亘って設けられてなり、

前記遊技機本体の下側の領域として区分されることとなる前記第2の領域には、

前記遊技領域に打ち込まれる遊技球が貯留される貯留皿、及び

前記遊技領域に遊技球を打ち込むために遊技者が操作する操作ハンドルのほか、

前記遊技領域を有するとともに、前記遊技領域上に設けられる遊技用部材の種類及び數に見合ったサイズとされた簡易遊技盤が、設けられてなる

ことを特徴とする遊技機。

【請求項2】

前記簡易遊技盤には、前記遊技用部材として、遊技球を受け入れ困難な閉状態と当該閉状態よりも遊技球を受け入れ容易な開状態との間で開閉動作可能な開閉装置、及び遊技球を受け入れ可能な始動口が少なくとも設けられてなる

請求項1に記載の遊技機。

【請求項3】

前記所定の条件が満たされたか否かについての判断処理は、前記始動口に遊技球が受けられたときに取得される乱数に基づいて行われる

請求項2に記載の遊技機。